

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化をステークホルダーとの信頼関係の基本と考え、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた企業理念を制定して意識向上を図るとともに、監査機能の充実などの実行を通して経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(原則1-2-4)議決権の電子行使や招集通知の英訳

当社は機関投資家や外国人株主の議決権の行使環境を整えるため、インターネットによる議決権の行使を利用できるようにしております。また、現在は議決権電子行使プラットフォームは利用しておりませんが、今後の外国人株主の保有比率が20%を超えた時点を目安として採用を検討してまいります。

(補充原則4-1-1)

当社においては最高経営責任者の職務を代行できる代表取締役が複数名存在しており、後継者問題は当社にとって喫緊の課題ではないため、現時点においては最高経営責任者等の後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討する方針です。

(補充原則4-1-3)CEO等の後継者計画の監督

当社では、代表取締役社長の後任候補は代表取締役社長自身の責任で選定すべきであり、その後継者育成計画についても代表取締役社長自身が立案すべきものと考えております。代表取締役社長は後任候補の指名および後継者育成計画について、アドバイザリーミーティング(社外取締役2名、社外監査役2名、代表権者3名)において報告することとし、その中で後任の代表取締役社長候補の妥当性や育成計画の評価・検討を行います。これらの手続きののち、取締役会に報告しさらに協議を加えることとしております。

(原則4-2)

客観的な立ち位置を有するアドバイザリーミーティングを活用した多角的な検討を行い説明責任の確保並びに中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行っていくことを検討して参ります。

(補充原則4-2-1)

当社としては管掌業務の職責に見合った報酬を基本と考えておりますが、報酬ルールのベースは事業会社ルールを踏襲しております。また、事業会社との兼務もあり、個々人の職務内容が流動的であり、当社グループ全体の報酬ルールの検討にあたっては今後必要に応じ検討してまいります。

(原則4-8-2)筆頭独立社外取締役の決定・活用

2名の社外取締役は業界に精通し、豊富な経験に基づき取締役会において意見やアドバイスを行っており、代表取締役や監査役との連携体制を保持しており改めて筆頭独立取締役を定める必要はないものと判断します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4)いわゆる政策保有株式

当社は、個別の政策保有株式については、保有の適否を取締役会で定期的に検証し、検証結果に基づき政策保有株式の縮減を進めてまいります。

保有の適否の検証方法については、政策保有株式の銘柄毎に、保有目的などの定性面に加えて、関連する収益や受取配当金などのリターン及び株式保有コスト等を定量的に検証する方法によって行います。

議決権の行使については、当該企業の株主総会議案が、保有目的の実現を妨げるものでないか、当社との取引関係に支障をきたす内容ではないか等の合理性を確認した上で賛否を判断しております。

(補充原則1-4-1)

政策保有株主から売却等の意向が示された場合は、市場への影響、当社の中長期的な企業価値の向上への影響を勘案し売却等を妨げません。

(補充原則1-4-2)

定期的に取締役会において、政策保有株主との取引に関して経済的合理性を検証し、取引の継続意義が乏しいと判断した場合には取引を終了させることといたします。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

当社では、取締役の競業取引および利益相反取引は、取締役会での決議を要することとしております。

また、取引条件および取引条件の決定方針等については、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従い、有価証券報告書等で開示しております。当社役員、取締役が実質的に支配する法人および主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならないように、あらかじめ取締役会での決議を要することとしております。

(原則2-6) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の主要子会社においては、将来にわたる健全な年金制度を運営するため、長期的かつ安定的な資産運用を心がけており、運用機関から意見を聴取した上で、十分にリスクを勘案しつつ中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しています。

当社グループは、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合を見直していくことしておりますが、運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等定性評価を加えた総合的な評価を行うこととしており、人事及び財務担当部門が連携して適切に各社の運用状況を管理する体制としております。

(原則3-1) 情報開示の充実

(1) 企業理念はホームページ、会社案内、株主通信等で発信しております。

(2) コポレート・ガバナンスの強化をステークホルダーとの信頼関係の基本と考え、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた企業理念を制定して意識向上を図るとともに、監査機能の充実などの実行を通して経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化に努めております。

(3) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定めていますが、その報酬、賞与金額等の決定に際しては、代表取締役、社外役員等からなるアドバイザーミーティングを活用し、報酬決定の透明性と客観性を高め監督機能の強化を図ってまいります。

(4) 取締役および監査役の選任は、代表取締役または取締役会が推薦した候補者を、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定されます(定款第20条、29条)が、取締役の選任に当たっては、アドバイザーミーティング(社外取締役2名、社外監査役2名、代表権者3名)を活用し、取締役会の答申を経て、株主総会に付議する議案を決定致します。

また監査役の選任に当たっては、監査役会の同意を得て株主総会に付議する議案を決定致します。さらに株主総会の選任議案には個々の略歴、選任理由並びに重要な兼職状況等も記載説明いたします。

解任については、会社業績等の評価を踏まえ、取締役及び監査役がその機能を発揮していないと認められる場合においては、アドバイザーミーティングにおいて、解任の審議を行います。監査役の解任については上記手続きに加えて、監査役会の同意を求めます。

なお、現在まで解任された取締役、監査役はおりません。

(5) 取締役、監査役候補者の説明は株主総会の株主総会の招集通知の参考書類に記載しております。

(補充原則4-1-3) CEO等の後継者計画の監督

当社では、代表取締役社長の後任候補は代表取締役社長自身の責任で選定すべきであり、その後継者育成計画についても代表取締役社長自身が立案すべきものと考えております。代表取締役社長は後任候補の指名および後継者育成計画について、アドバイザーミーティング(社外取締役2名、社外監査役2名、代表権者3名)において報告することとし、その中で後任の代表取締役社長候補の妥当性や育成計画の評価・検討を行います。これらの手続きののち、取締役会に報告しさらに協議を加えることとしております。

(原則4-8) 独立社外取締役の有効な活用

当社は現在2名の社外取締役を独立取締役として選任し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していただくべき体制を整備しております。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて社外取締役の候補者を選定しております。

(補充原則4-11-1) 取締役の選任に関する方針・手続きの開示

当社の取締役会の員数は定款で定める15名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う、持株会社に求められる経営体制および実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適正な人数で構成することを基本としています。

(補充原則4-11-2) 合理的な範囲での兼任と兼任状況の開示

取締役および監査役の兼任状況は事業報告、有価証券報告書に毎年開示しております。また、事業報告では社外取締役の取締役会への出席状況、監査役においては取締役会・監査役会への出席状況を示しております。取締役・監査役の選任時には候補者の略歴・兼任状況を確認のうえ、選任しております。

(補充原則4-11-3) 取締役会の実効性の評価・分析と開示

取締役会の実効性の分析・評価については代表取締役、社外役員等からなるアドバイザリーミーティングを活用します。

(原則4-14-2)取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示
取締役・監査役に対して、それぞれの役割責務を果たすうえで必要なトレーニングの機会を提供します。
すべての取締役・監査役を対象に会社法・金商法・コーポレートガバナンスに関する情報を中心に定期的に研修を行います。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針
株主・投資家の方々との対話は当社代表取締役社長が統括し、経営企画部長及びコーポレートコミュニケーション部がこれを補佐しております。コーポレートコミュニケーション部は対話の充実を図るため、各テーマごとに担当部門に情報提供を要請し、株主を含むステークホルダーからの質疑等に対応しております。
また、株主総会や個人投資家向け説明会を通じ株主を含むステークホルダーとの対話を積極的に行ってまいります。
さらに上記の対話及び各種施策を通じて得られた株主や投資家の意見・要望は、その重要性に応じて適宜経営陣幹部に報告しております。これらの機会では、インサイダー情報に関する事項は一切開示していません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社鈴彦	4,892,525	8.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,310,200	4.17
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,214,000	4.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,559,700	2.82
田辺三菱製薬株式会社	1,455,296	2.63
鈴木 賢	1,352,775	2.44
ケーエスケー従業員持株会	1,337,177	2.41
大日本住友製薬株式会社	1,199,525	2.16
有限会社クエコ	1,187,401	2.14
鈴木 宏一郎	1,024,675	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
眞鍋 雅昭	他の会社の出身者													
吉村 恭彰	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
眞鍋 雅昭		株式会社ほくやくの代表取締役を兼務しており、同社と当社子会社は商品の取引関係にありますが、その金額は当社連結売上高の1%未満であります。また、株式会社ほくやく・竹山ホールディングスの代表取締役を兼務しており、当社代表取締役の鈴木賢氏が社外取締役に就任しております。	医薬品の卸販売の企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営に反映していただくため選任しているものです。

吉村 恭彰	株式会社リードヘルスケアの代表取締役を兼務しており、同社と当社子会社は商品の取引関係にありますが、その金額は当社連結売上高の1%未満であります。また、株式会社フォレストホールディングスの代表取締役を兼務しており、当社代表取締役の鈴木賢氏が社外取締役に就任しております。	医薬品の卸販売の企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営に反映していただくため選任しているものです。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に会計監査人の監査の概要及び結果について、会計監査人から報告及び説明を受けるほか、監査役会の監査計画の説明を会計監査人に対して行うなど、意見交換・情報交換を行っております。
また、内部監査部門は、監査に関し定期的に情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 誠也	弁護士													
西谷 剛史	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高橋 誠也		弁護士として企業法務に精通し、幅広い見識を有していることから、同氏の高い専門性を当社の監査体制に活かしていただくため選任しているものです。
西谷 剛史		公認会計士として、財務および会計に相当程度の知見を融資、当社の監査体制においてその職務を適切に経営に活かしていただくため選任しているものです。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

平成28年6月29日開催の第7回定時株主総会において、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社および主要な事業会社の取締役(非業務執行の取締役、社外取締役を除く)、執行役員を対象として業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

監査役報酬も含めて、社内・社外別に総額を開示します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については以下の通りです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位や職責、業績等を総合的に判断して決定することを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬の内容および額またはポイント数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した株式給付信託制度(平成28年6月29日の当社株主総会にて決議)を導入し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを付与いたします。対象

役員のポイント数は当社グループを完全に離脱した際まで蓄積され、ポイント数に応じた株式を受け取ることとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)と代表権者3名で構成するアドバイザリーミーティングの答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

業績連動報酬の内容および額またはポイント数の算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、アドバイザリーミーティングにおいて検討を行うものとしております。取締役会(の委任を受けた代表取締役社長)はアドバイザリーミーティングの答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬等である信託型株式報酬に係る業績指標については、その時々において経営管理上重視する指標を基礎に、アドバイザリーミーティングにおいての検討を踏まえて選択するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により代表取締役社長村井泰介にその具体的な決定を委任しております。代表取締役社長に委任する権限は、上記取締役会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定および株主総会において承認を得た範囲内における信託型株式報酬に係る付与ポイント数の決定とし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、アドバイザリーミーティングの答申内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務・人事部を窓口として対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は監査役設置会社であります。当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現行の体制を採用しております。
- ・監査役会は定期的には主として四半期決算の検証を目的として開催し、その他必要に応じて随時開催され、社外監査役2名を含む4名の監査役がその任にあたります。業務遂行全般にわたって、当社グループ全体への内部監査を統括し、年間の監査計画に基づいてグループ全体の業務執行が適性かつ効率的に行われているかを検証及び評価します。
- ・社外監査役1名は弁護士、1名は公認会計士であり、専門的見地から監査が行われることを期待し選任しております。
- ・取締役会は、現在、社外取締役2名を含む10名の体制をとっております。取締役会は原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
- ・社外取締役は医薬品卸業の経営者として豊富な経験、専門的な知見を有し、当社の経営監督機能に資するところが大きいと判断したことから選任しております。
- ・当社は取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した重要事項の遂行等の報告を行う経営委員会を原則として月1回開催しております。
- ・会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については上述の、取締役報酬関係 - 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無に記載の通りです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の透明性・健全性を確保することが最重要項目であると認識し、これを担保するため社外監査役を選任し、取締役の職務の遂行を監督・監視する体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、早期(法定期限以前)に発送することにより、株主の検討期間を確保することに努めます。今期は20日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定するインターネット議決権行使サイト(http://www.web54.net 、携帯サイトは2次元バーコードからアクセス可能)により議決権行使を可能といたします。
その他	当社ホームページ(https://vitalksk.co.jp)内の「株主・投資家情報」内の「株主総会」の項目に招集通知をPDFファイルにて掲載します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪、神戸、仙台などで決算発表後に直近の決算内容の説明や、中期的な取組みなどを一般投資家向けに説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2Q、4Qの決算短信発表後にその内容および中期経営計画の進捗状況をアナリスト、機関投資家向けに説明するとともに、株式マスコミや業界紙マスコミに向けて説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「株主・投資家情報(https://www.vitalksk.co.jp/ir)」にて、決算説明会資料および音声データの公開を実施し、株価、決算短信、統合報告書、招集通知、株主通信、株式の状況(発行済み株式総数や大株主など)、IRカレンダー、有価証券報告書、電子公告などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部が企画して決算説明会を実施し、アナリストや各種マスコミおよび海外の機関投資家とのミーティング対応を行うほか、問い合わせに対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループすべての役員、従業員の具体的な行動の規範を定めた「コンプライアンス綱領」において、社会との関係、得意先・取引先・競争会社との関係、株主・投資家との関係、従業員との関係を明記し、その立場を尊重する旨規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス綱領において社会への貢献および環境保護について規程しており、それに基づいて文化・芸術の支援、地域社会への協力、地域貢献活動の実施、環境負荷の低減に努めています。また、平成29年12月から毎年CSR報告書を作成しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス綱領において、お得意様には商品やサービスの有効性に関する情報を遅滞無く提供し、社員には適切に社内情報を開示し、株主・投資家には財務内容や活動状況、内在するリスクについての確かつ迅速に開示、伝達するよう定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成23年4月27日開催の取締役会および平成27年4月22日開催の取締役会において、一部改訂いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を定め基本方針をつぎのとおりとします。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に応じて不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営上の最重要課題と位置づけ、「コンプライアンス綱領」を全ての取締役および使用人の行動の規範とします。
- (2) 法令等の遵守体制を確保するため、CSR(企業の社会的責任)担当の取締役を定め、かつ同取締役を長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置します。
- (3) 当社およびグループ会社に所属する者からのコンプライアンス違反行為に関する内部通報の申告窓口を法務・コンプライアンス部とし、法務・コンプライアンス部は申告者の匿名性を保持したうえで、申告内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- (4) 監査部による内部監査をグループ全体に対して定期的実施します。
- (5) 反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書(紙他電磁的記録を保存できるあらゆる外部記憶媒体を含みます)に記録し、保存します。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役からの要請に備え、常時文書を閲覧可能な状態で管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 企業集団のリスクを適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行います。
- (1) 重大な法令違反等の信用失墜、災害等に対して「リスク管理規定」に基づき、適切に対応します。
 - (2) 財務報告および資産保全に関するリスク管理のために、販売管理規程、債権管理規程、商品管理規程、経理規程等の社内規程の運用の徹底を図ります。
 - (3) 担当部門が明らかなその他のリスク管理については、それぞれの部門にてガイドライン等を作成して社内にてその運用の徹底を図ります。
 - (4) 部門横断的なリスクおよび担当部門が明らかではないリスクが想定された場合は、速やかに担当取締役、担当部門を定めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。
- (2) 組織規定、業務分掌規程により組織の構成と各組織の所掌業務を明確にし、かつ職務権限規程により各職位の職務権限および責任を明確にすることにより、効率的な業務執行を確保します。
- (3) 社内のコンピュータネットワークを活用した情報伝達により、効率的な業務執行を確保します。
- (4) 現行の社内規程を検証し、効率性を高める管理体制を確立します。

5. 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、当社および子会社のすべての役員と従業員が遵守すべき規範として「コンプライアンス綱領」を定めます。
- (2) 関係会社管理規程および業務分掌規程により、子会社に関する業務の分担を定め、当該担当部門が子会社の業務の適正を確保するため統制します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項。

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めたときは、会社は協議の機会を持つこととします。また、当該使用人が行う補助業務の独立性を確保するため人事異動・評価等を行う場合はあらかじめ人事異動・評価を行う場合は、あらかじめ監査役会に相談し、意見をもとめることとします。

7. 当社の企業集団の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告します。
- (2) 報告すべき具体的な事項と報告の方法については、取締役と監査役会が協議して決定します。
- (3) 内部監査の実施状況については、定期的に監査部から監査役(会)に報告します。
- (4) 監査役は取締役会を含む会社の重要会議に出席します。
- (5) 企業集団の取締役および使用人が、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保します。

8. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項。

- (1) 監査役会と代表取締役は定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深めます。
- (2) 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を重点監査項目とします。
- (3) 監査部は、監査役の業務を補助することができることとします。
- (4) 監査役は職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うこととします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ全体の財務報告の信頼性確保および内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を評価する体制を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力解除に向けた基本的考え方)

当社は、反社会的勢力とは間接・直接を問わず一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社では、当社および関係会社すべての役員、従業員が取るべく行動規範として「コンプライアンス綱領」を定めており、反社会的勢力や団体に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則として、常に姿勢を正し、「暴力には屈しない」という強固な信念のもとに行動するよう規定します。

反社会的勢力に対して対応する統括部署を総務部とし、平素から所轄警察署との関係を緊密にするとともに、暴力追放運動推進センター等の行う講習会に参加するなど、関係行政機関との連携を構築します。

また、今後は、不当要求等対応マニュアルの関係会社への周知を図るとともに、時宜に応じて当社および関係会社への通知を行うなど、徹底に努めてまいります。

こうした取組みにもかかわらず、当社の意に反して、反社会的勢力との関係を有してしまった場合、または、反社会的勢力から不当な要求等が発生した場合には、顧問弁護士、警察等と連携し、速やかに関係の解消、事案の解決を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 基本的考え方

当社は、経営の透明性・公平性の確保、ブランド価値の向上等を目的として、適時・適切な情報開示に努めます。当社は、情報開示にあたり情報の収集ならびに開示の要否およびその方法等の決定を迅速かつ適切に行い、正確かつ公平に開示します。

(2) 当社における情報開示に関する社内体制

当社は、取締役会で決定した事項や金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により要請される重要情報、投資判断に影響を与えると考えられる情報などについて、適時・適切な開示に努めております。

(3) 情報開示に関する社内体制

・ 決算関連情報

決算関連情報の資料は経理財務部で作成し経理財務担当取締役及び情報開示責任者と協議後、代表取締役提出の後、取締役会の決議により確定しております。開示対応は、経理財務部、コーポレートコミュニケーション部が担当し取締役会決議後直ちに実施しております。

・ 決算関連情報以外の会社情報

当社グループ(子会社を含む)の情報は経営企画部、コーポレートコミュニケーション部および情報開示責任者(コーポレートコミュニケーション部 部長)が随時集約しており、これら情報の開示要否について検討を行っております。東京証券取引所の定める適時開示規則に照らし開示基準に該当すると判断される重要事実の場合は、取締役会の決議後直ちに適時開示をおこないます。上記の適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に影響すると判断される情報に関しては、適時性と公平性を鑑み、情報開示責任者が代表取締役の決裁のもと、速やかに情報開示をおこない、その後開催される取締役会で報告しております。

・ 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報の開示については、情報開示責任者、当該担当部署とその担当取締役、代表取締役が協議を行い、速やかに開示しており、その後開催される取締役会で報告しております。

なお、上記の情報につきましては、当社にて策定・運用しております「コンプライアンス綱領」の「インサイダー取引の禁止」に基づき情報管理を徹底しております。

